

令和4年 第9回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 25

会議日程・付議事件

会議日時 令和4年5月18日(水) 午後2時30分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第10号	川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について	
5	議案第11号	川西市中学校給食センター設置条例施行規則の制定 について	
6	議案第12号	令和5年度使用教科用図書採択に関する方針及び組 織について	
7	議案第13号	社会教育委員の委嘱について	
8		諸報告	

出席者

教 育 長            石 田       剛

委       員            坂 本 かおり

委       員            治 部 陽 介

委       員            佐々木 歌 織

委       員            倉 見 昇 一

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教育推進部副部長（就学担当）	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部参事（働き方改革担当）	福 本	靖
教育推進部副部長（社会教育・ 図書館・公民館担当）	藪 内	寿 子
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
就 学 ・ 給 食 課 長	志 波	仁 史
社 会 教 育 課 長	寺 田	義 一
入 園 所 相 談 課 長	橋 川	貴 夫

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 任 荻 野 裕 也

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 10	川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について	4.5.18	4.5.18	可 決
議案 11	川西市中学校給食センター設置条例施行規則の制定について	4.5.18	4.5.18	可 決
議案 12	令和5年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	4.5.18	4.5.18	可 決
議案 13	社会教育委員の委嘱について	4.5.18	4.5.18	可 決

[ 開会 午後2時30分 ]

石田教育長 それでは、只今より、令和4年第9回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。全員出席でございます。倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。倉見委員、入室確認をお願いします。

倉見委員 はい、入室しております。

石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、または相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。

石田教育長 本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくようお願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第7回定例会及び第8回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長（的場） それでは、令和4年第7回定例会、第8回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第7回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからござい

まして、会議次第に基づきご審議いただきました経過等について調製させていただきます。

また、第8回臨時会につきましても、同様に調製させていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、治部委員、坂本委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第7回定例会及び第8回臨時会の議事録につきましても、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 4月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。  
(中西) まず、坂本委員におかれましては、子育てアドバイザー、キャリアコンサルタントであります高祖常子さんの「つくろう！！子供を育むよい環境！！」つなげよう心のピースの講演会にオンラインにてご参加いただきました。

また、治部委員、坂本委員におかれましては、第1回特別支援教育相談連携会議にご参加いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告について、ご質問ございませんか。よろしいですか。  
それでは、これに関連して、またはそのほか活動で気になったこととか、意見等があったらお願いします。

坂本委員 オンラインだったんですけれども、一般社団法人川西青年会議所さんが

企画された、高祖常子さんという全国的に有名な方で、感情的にならない子育ての本とかいろいろ出されているんですが、もともとちょっと友人を介して何となく知っている方で、とっても子育て支援が、結局、その子の育ちを何か応援してくれるというか、子育て支援が大事というところに帰結される方なんです。やっぱり学校現場であったり、幼稚園であったりで、どうしてもSOSを出すお子さんというところが、子育て支援のちっちゃい子どもさんを育てている間のときに、どれだけ支援が入るかというところが大事なんじゃないかなというような私の考えとすごくリンクするところがあって、面白く聞かせていただきました。

この青年会議所さんも、子育て支援に関してはすごく一生懸命やりますよということでおっしゃられていて、ファミリーサポートセンターの宣伝もさせてもらっていたんですけども、何かそれぞれ一生懸命、いろいろやっているんですけども、それが何となくつながって見えてこないというところが、いつもすごいもったいないなと思っていて、今回ちょっと教育委員のLINEのほうにリンクを貼らせてもらったんですけども、何か課でやるとか、こっちの子育て支援のほうでやるとか、NPOでやりますとかいうのも、どれかに参加しないといけないというわけじゃないんですけども、何となくこうつながっていけたらいいなと思って、それで共通理解できるといいんじゃないかななんて思いました。

以上です。

石田教育長 高祖常子さん、全然、僕、知らなかったんですけども。

坂本委員 福祉の子育て支援の話とかよくされている方です。

石田教育長 全国的に有名な方。

坂本委員 そのかわいでは。

石田教育長 このオンラインの講演会については、一般の方も参加されているんですか。

坂本委員 これはファミリーサポートセンターのほうから、本当は青年会議所が委託してやっているものをファミリーサポートセンターもちょっとプレゼン絡むのでよかったらということで、サブリーダー会のほうで共有してもらったんですけども、一般でも全然大丈夫なんです。ただ、アナウンスが

どうしても広がらないので関係者ばかりになってしまったりとかするんだらうなと思って。せっかくめちゃくちゃいい話で、オンラインで聞いたので、そんなんが、どれかに参加できれば、こういう話があったなとか、みんなで共通の理解ができるなと思っていて、はい。

石田教育長 主催は青年会議所。

坂本委員 会議所さん。結構、子育て講演会みたいなんをやられているんですよ。

石田教育長 やられていますね。

坂本委員 社協は社協でやっているし、それこそ、こちらでもやっているしみたいなんで、なかなかそこが、何かそれぞれにやってるなぐらいの感じになって、もったいないような気もするので。

石田教育長 だから、どういうふうに坂本委員の言われている連携を求めるかというのはいろいろな段階があると思うんですけども、少なくともこういう会があるということをお知らせいただければ、うちも情報発信して保護者の方が見たりもできるし、僕も、今、初めて聞いたので、何かそこら辺の情報共有の在り方みたいなものをもうちょうとこう。

坂本委員 そうですね。他市なんですけれども、LINEで子育てのこの情報をばあっと出していく市があって、LINEでね。

石田教育長 LINEの受け手は誰になるんですか。

坂本委員 一般です。その子育て支援の情報が欲しい人、浜松市やったかな。何かそんなんで、もうどんどん来るんですよ。こんな子育て講演会ありますよとか、子育てやってはる人たちの集いの場のこんなありますよとか、どこがね、いろんな形で出るのがいいなと思っていて。

石田教育長 あれやね、こども未来部もアプリ持っているんやね。

こども未来部長  
(山元) はい、あります。

坂本委員            アプリありますよね。

石田教育長            そこにそういう情報がいくというのは、なかなか難しい。

こども未来部長  
(山元)                いや、載せられると思います。

石田教育長            載せられるんですね。

坂本委員                載せられるんですけども、何か子育てのことで相談したいとリンクすると、ホームページにくるんですよ、市役所のね。

石田教育長            ああ、市役所にいってしまう。

坂本委員                そう。そしたら……

佐々木委員            分かりにくい。

坂本委員                そうなんだ、市役所なんだ、みたいだね。何か子育てのことで相談したいって思ってやっとかさ押して、いった先がホームページやと、ああねってなるんですよ。

石田教育長            なるほど。

坂本委員                何となくね。難しい。

石田教育長            ちょっとまたね、今すぐどうこうはできないけれども、仕組みまた考えてみないといけないね。なるほど、ホームページにいってしまうと、また一からやり直してみたいな感じになるね。

坂本委員                そう、結局そこかみたいな感じに、ちょっと感じられるなと思って。

石田教育長            こういう子どもとか、教育、保育の情報を民間でも何でもやっているところを集約できるようなところがあればいいということですね。

坂本委員                そうそう、そうなんです。明峰小地区の子育て支援ルームってされてい

ますでしょう。あそことかもエンゼルキッズさんがやっているところなんですけれども、すごいインスタがアップされていて、こんなんありました、これやってます、次こんなんしますというのをずっと上げられているんですよ。そうすると、やっぱり検索上がってくるので。

だから、この間の子ども・若者未来会議でも、若い人に届くような言葉であったりツールでないと、なかなか難しいなと思っていて、そこにつながれば、もしかして子育てしんどかってても、何かヘルプができるかもしれないというところで。

石田教育長           それが選択できるようにしたらいいということやね。

坂本委員           はい、そうです。

石田教育長           最近はオンラインで参加できるようになったからね、そこに行かないといけないことがないから、余計家にいながらでもいいし、どこかに移動しながらでも聞けますからね。

坂本委員           いろいろ工夫されているのは知っているんですけどもね。

石田教育長           分かりました。ちょっと宿題ということで、教育政策課もどこかで頭入れていきましょうか。

教育政策課長  
( 的場 )           はい。

坂本委員           お願いします。

石田教育長           治部委員、どうですか。

治部委員           4月、5月と2回にわたって、特別支援教育・保育相談連携会議というのに参加させてもらったんですけども、5月の分が、テーマが教育・保育、家庭、福祉、この三者での連携の在り方というテーマだったんですけどもね。非常に深い内容だなと思い、いろんな立場の方がいろんな意見を発表されていましたが、今後どんな立場の方たちから意見をまとめて、どうやって解釈していくのかが、今後の課題だろうなと思って考えて見ていました。

というのも、立場によってやっぱり課題意識や、現状は全然違うと思うので、誰から意見を集め、どう解釈していくのかというのが今後の施策をつくっていく、検討していく上で重要だなと思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

そういう少なくとも教育についてはこういうイベントがありますというのがちょっとずつ共有できているのに、できるだけ参加していただきながら率直な感想や意見を頂ける機会をつくれたなと思います。

佐々木委員、どうですか。佐々木委員、これに出られた。

佐々木委員

いや、出ていないです。4月は特に何も参加していないんですけども、けやき坂小学校の高橋教頭先生、今週の初めに下内課長と一緒に訪問してきました。忘れないうちに、来月になると忘れちゃうのでいいですか。

石田教育長

いいです。

佐々木委員

そういうこともあるんやなという一つの発見だったのが、何かオンラインの授業の配信があまり進んでいないという裏側の事情を聞いたのがあったんです。何かとても使いこなされている先生は、授業でタブレットをばんばん使っているんで、配信しようと思ったらカメラでそれを置いておかないとはいけなくて、両立しないんです。

石田教育長

ああ、1台しかないから。

佐々木委員

そう。何かそこがちょっとジレンマというような話を聞いて、私、その観点がなかったのでも、バランスよく使いこなせている中で、できる限り配信しているというのを聞いて、これから工夫なり、もっと何か余裕が出てきたら徐々に改善できたらいいのかなと思いました。

石田教育長

その点については予算をつけているんですよ。

佐々木委員

そうですか。よかったです。

石田教育長

配信用のタブレットを、どうやったかな、山戸副部長。

教育推進部副部長 (山戸) 昨年度にそういったことを、情報担当者会議のほうからどういうところで困っているかを聞いた中で、どの辺に困っているかという中で上がっていきまして、182台やったと思うんですけども、購入する予定で今年度予算の計上ができております。それを買いきまして、ちょっと学校のほうにまいて、それをしながら、全クラスというわけにはいかないですけども、そういったときに使えるようにという形を取っております。

佐々木委員 よかったです。

石田教育長 そこは現場の意見をちょっと吸い上げてはしているんですけども、こういう言い方したら何ですけども、現場に向かってうちなんか言うのは、うちもそうやって支援しているので必ず活用してもらわないと。

佐々木委員 そうですね。

石田教育長 裏を返すとね。予算はあんまり使いませんでしたということのないようにね。でも、そういうお話は聞いたというので。それと。

佐々木委員 もう一点いいですか。すごい個別の話になるんですけども、けやき坂小学校のプレハブの校舎あるじゃないですか。今、4年生が入っています。あそこの黒板の音というんですか、2つ合わさった教室の一番後ろにいる子どもの真後ろに黒板があって、音がしますのどという話を聞いて実際に見に行ったら、想像以上のカツカツ音でびっくりしてしまって、何とかならないんですかというようなお話をしたら、ずっと言っているんですけども、何ともならないんですって言って。何か言われるには、結局あんな環境でも集中できている子どもってすごいですよねみたいなところで終わっちゃうんですけども、いや何かそれ違うなと思って。ずっと言っているんなら、どこかの段階でちょっとまとまった何か、ホワイトボードに替えるとか、ホワイトボードを黒板の前に置いて、キャスターつきのやつとかを使うとかしないと、何かびっくりして振り向くほどの音がして。

校長先生も言われていましたけれども、最初、誰が叩いているんやって、自分が間違えて注意してしまうぐらいの音ということやったんですよ。あれを知ってしまった以上は、これはちょっと黙ってはおれないなというふうに、保護者の目から見ても、要はそこに配置されるのが、毎回、何年生になるか分からないということなので、すごい貧乏くじという、ちょっと言葉悪いですけども、何かロシアルーレット的な、そんな……

石田教育長           これはどこか、課は聞いているんですか。聞いている、聞いていないな。

教育政策課長  
( 的場 )            ちょっと私は聞いていないですね。

石田教育長           要望の時点で上げているのかな。

佐々木委員           ぜひ聞きに行ってください、あの音。そういう話があるんだという以上の、あのカツカツ、先生が黒板を書き続けている間はずっと金づちで後ろを叩いているぐらいの音がするんですよ。視察、必要かなと思いました。だから、知らないから重要視されないで予算が出ないのかなとか、何か変に勘ぐってしまったんですけども。

石田教育長           どこかで詰まっているんでしょう。施設に関しては、うちが直接持っていないんで。

佐々木委員           そうなんですか。

石田教育長           だから、もしかしたら上で止まっているのかもしれないし、分からんけれども。まあ一回ちょっと確認します。一番いいのは、ホワイトボードやね。いや、黒板の音自体はするもんやけれども、仮設やから余計音がね、薄っぺらいから響くんやと思う。

佐々木委員           いや、そうと知って行った上でもびっくりするぐらいの音なんですよ。

石田教育長           分かりました。ありがとうございました。  
倉見委員、そちらのほうで何か新しい情報とかありますか。

倉見委員           いえ、すみません、特にありません。

石田教育長           分かりました。  
それでは、教育委員の活動については以上とします。

石田教育長           次に、日程第4、議案第10号「川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部副部長  
(岩脇)

それでは、議案第10号「川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。

議案書は3ページをお開き願います。

本案は、川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由でございますが、奨学金制度につきましては、高校の無償化や奨学金返還の負担感などにより市への申込者が減少している状況にあり、また、国や県などが実施する他の制度が充実したことにより必要性が低下してきたことから、奨学金の新規貸付を廃止するため文言の整理を行うに当たり、条例の廃止及び一部を改正しようとするものであります。

なお、奨学金制度につきましては、令和元年度の事業再検証により廃止を前提に検討するべきであるとの方向性を受け、パブリックコメントでの意見や市議会からのご意見を踏まえ、一時的に高額な負担となる進学時に必要な資金を援助するため、大学等への進学者の将来的な負担とならないよう支援金の給付を今年度から実施することとしております。

議案書の4ページをお開き願います。

制定する内容についてであります。川西市奨学資金条例を廃止しようとするものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日からの施行としておりますが、廃止前の川西市奨学資金条例に係る奨学資金の貸与、返還、その他の手続に関する規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有するよう経過措置を設けております。

また、川西市奨学基金条例につきましては、川西市奨学資金条例の廃止に伴い、第5条を削り、また第6条を第5条とし、第7条を第6条とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

一度か二度も協議会で説明していますので、ちょっと両方走る形にはなるんですけども、以前、倉見教育委員から、できるだけ中学生の段階から情報を提供するようにしてくださいということでしたので、担当部のほうもその辺ちょっと意識して、高校になってからとかじゃなくて、中学校の進路学習の中に入れてもらうように教育保育課も含めて、進路学習の中

に入れていかないといけないと思うのでよろしくをお願いします。  
よろしいですか。

石田教育長        それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決  
することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長        ご異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては可決され  
ました。

石田教育長        次に、日程第5、議案第11号「川西市中学校給食センター設置条例施  
行規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

就学・給食課長    それでは、議案第11号「川西市中学校給食センター設置条例施行規則  
(志波)            の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

本案は、川西市中学校給食センター設置条例施行規則を別紙のとおり制  
定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定に  
より議決を求めるものであります。

提案理由は、川西市中学校給食センター設置条例を施行するに際し、必  
要な事項を定めるためでございます。

次に、6ページをご覧ください。

制定しようとする条例は全6条からなっており、まず第1条では、趣旨  
としまして、中学校給食センター設置条例の施行に関する必要な事項を定  
める。このことについて規定しております。

第2条では、実施学校としまして、市内全7中学校を実施対象とします  
こと、また、災害、その他の理由により教育委員会が必要と認める場合に  
は、他の施設にも実施可能であることについて規定しております。

第3条では、職員について規定しており、条例で定める所長以外に、給  
食センターに所長補佐のほか、必要な職員を置くことができることにつ  
いて規定しております。

第4条では、職責としまして、所長は教育推進部副部長の命を受け、給  
食センターの所務を統括しますこと、また所長補佐の職務について及び所  
長に事故があるときには所長補佐が所長の職務を代理しますことなどを規  
定しております。

次に、第5条では、給食センターの所掌事務としまして、中学校給食の献立作成、物資の調達、調理及び配送、給食センターの庶務等について規定しております。

第6条では、補則としまして、本規則における規定以外の必要事項は教育委員会が別に定めることとしております。

次に、7ページをご覧ください。

附則についてでございます。

附則の第2項では、川西市教育委員会事務処理規則の一部改正について、また、第3項では、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について規定しており、中学校給食センターの設置に伴って改正を要します2つの関連規則について、それぞれ改正内容を規定しております。

では、附則の改正事項は新旧対照表でご説明いたしますので、次の8ページをご覧ください。

まず、川西市教育委員会事務処理規則からご説明いたします。

新旧対照表は8ページが現行、次の9ページが改正案となっております。下線部分が改正箇所でございます。

では、9ページの改正案のほうをご覧ください。

この改正案の第5条の課長等の職責では、第1項、1行目ですが、課長の次の括弧書き内で、こども若者相談センター所長の次に中学校給食センター所長を含むとしております。

また、同条第7項では、課長補佐の後に、これも括弧書きで中学校給食センター所長補佐を加えております。

次に、中段の別表第1ですが、個別専決事項におきまして、第3項、教育推進部就学・給食課に関する事項、この次に第4項、教育推進部中学校給食センターに関する事項を加え、中学校給食の献立を承認することに関する専決区分を課長、すなわち給食センター所長が専決いたしますことを規定しております。

続いて、10ページをご覧ください。

こちらは川西市教育委員会事務局事務分掌規則についてになります。上段が現行、下段が改正案となっております。

同規則の別表第1では、市が設置する教育機関の種類等について定めておりますが、下段の改正案、下線部分に記載のとおり、同表に中学校給食センターを新たに加えます。

表の左から、教育機関を所管する部は教育推進部、教育機関の名称は川西市中学校給食センター、教育機関の長の職名は所長とし、職位は課長級としております。

最後に、施行期日としまして、この規則は、中学校給食センター設置条例の施行日と同じく、令和4年8月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

これについても協議会でお話あったと思うんですけども、何か質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

今の進捗状況を課長、ざっと説明してもうていいかな、どんな感じなのか。

就学・給食課長  
(志波)

まず、本体施設の建設の状況ですけども、この4月末の時点で約80%ぐらいが進捗していると。あと、並行しまして、各7中学校の配膳室と管轄の設置工事なんですけれども、ここはちょっと遅いところはまだ進捗率が10%台のところもあります。ですが、当初から大きく遅れているということではなくて、順番に工事に取りかかっていますので、予定どおりオープニングには間に合う形で進めております。

現在は、こういったハード面の整備と併せて、ソフト面の例えばアレルギーのマニュアルを学校に周知したりであったりとか、また、異物混入が起こったときにはそのマニュアルを整備したりであったりとか、もちろん献立をつくったりとか、そのような作業をしております。

つきましては、この給食センターの開所式を8月末に予定しておりますので、その際には教育委員の皆様にもご参加いただきたいなというふうに考えておりますので、また詳しくは文書でご案内させていただきます。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

坂本委員

聞いてもいいですか。

石田教育長

どうぞ、坂本委員。

坂本委員

昨日、多田中学校へちょっとお伺いしたんですけども、真っ最中だったんです、工事がね。エレベーターはできているご様子で、配膳室を今一生懸命やっていますという感じだったんですけども、すごいやっぱり混

み合うので、早めに上げて、3年の分だけ上げておくみたいなことをおっしゃっていて、そうするには人が必要で、スクールサポートスタッフにお願いするみたいな形なんですけれども、もともと週4ぐらいで来られているんですか。その日の人によるかもしれないんですけれども、結局、給食は5日間あるので、5日間来てもらわないといけないんですよねという話と、配膳する場所がやっぱり厳しくて、多田中に関してなんですけれども、タブレットの充電器が置いているから配膳のカートが入りにくいとか、ちょっとした段差があるんですよ、教室に入るのに。小学校ってどうだったっけと思ったんですけれども、ああいうもし教室に入るとなると、一、二センチの段差が結局ワゴンが上がらなかつたりするので、そういう修繕とかの予算であるのかなと思って、ちょっと疑問に思ったので教えてほしいです。

就学・給食課長  
(志波)

学校施設内の大きな段差に関しては既に解消してしまっていて、ちょっとした三角の台をつけたりとかする形で解消はできているんですけれども、今学校のほうで言われているのは、実際に各教室から配膳室までどのルートを通して、何年何組がどの順番で行くみたいなことを調整していただいています。

その具体的な経路を考えたときに、そうやってちょっと段差があるなというようなことは、私らも声としては聞いているんですけれども、基本的には現在これ以上の対処は絶対できないので、その手前で止めてもらって手運びしていただくとか、そのような工夫を学校のほうで今考えてもらっています。

動線確認ですね、それはこちらの職員のほうが現場に出向いていますので、そのときに課題があれば、もし何かハード的な対応がどうしても必要なものについては、またその時点で考えさせていただきたいなと思います。

1学期の終わりに、ちょうど配膳のシミュレーションというリハーサルをやるんです。ですので、実際始まるまでにカートを動かしてみても、支障があるところについては確認していくと。食缶に水を入れて、ちょっと本番さながらのリハーサルをしようと考えていますので、そこでちょっと課題をピックアップしたいなと考えています。

以上です。

坂本委員

よろしくをお願いします。

石田教育長

分かりました。

石田教育長        それでは、お諮りいたします。議案第 11 号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長        ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号につきましては可決されました。

石田教育長        次に、日程第 6、議案第 12 号「令和 5 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部参事  
(福本)            それでは、議案第 12 号「令和 5 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」ご説明申し上げます。

資料の 11 ページをご覧ください。

本件については、川西市教育委員会事務処理規則第 10 条第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教科用図書の採択に関しましては、本年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の規定により、小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択並びに文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択を行います。そこで、方針及び組織について教育委員会の議決を求めるものであります。

12 ページをご覧ください。

まず、令和 5 年度使用教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

採択の基本方針といたしまして、採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択するといたします。

次に、採択の方法についてご説明いたします。

小学校では、法律にのっとり現状について学校に確認の上、令和 3 年度と同一の教科書を採択します。中学校でも、法律にのっとり現状について学校に確認の上、令和 3 年度と同一の教科書を採択します。

特別支援学校及び特別支援学級については、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書」を採択します。

文部科学省著作教科書では、令和 3 年度と同一の教科書を採択します。

一般図書では、毎年度異なる図書を採択することができますが、その際、文部科学省発行の「令和4年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図調査研究資料」を参考に採択します。

続きまして、川西採択地区協議会規約の改訂についてご説明いたします。

15ページ、16ページの川西採択地区協議会規約と17ページの新旧対照表をご確認ください。

川西採択地区協議会規約第1条におきまして、旧来は「小学校・中学校及び特別支援学校の小学部、中学部において使用する教科用図書」としていたものを、「小学校・中学校及び特別支援学校において使用する教科用図書」と改訂するものであります。

改訂の理由につきましては、今まで協議会で川西養護学校の高等部の教科書の協議は行っていませんでしたが、教科書は子どもの学びと密接に関わるものなので、教育委員会として、小学部・中学部と併せて高等部の教科書も協議すべきであると考え、高等部の協議もできるように、小学部・中学部という文言をなくすことにいたしました。

以上の理由から今回の改訂となりました。

続きまして、採択に関する組織についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

令和4年度使用教科用図書の採択に関する組織については、先ほど説明いたしました川西採択地区協議会規約に基づいております。

14ページをご覧ください。

次に、川西採択地区協議会委員の委嘱、任命についてであります。協議会規約に基づいて、川西市から8名、猪名川町から6名を、それぞれの教育委員会が委嘱または任命いたします。

川西市の8名については、それぞれの選出区分に応じて、1番から8番までの委員を委嘱または任命しようとするものです。

中で、5番の田中千晶教諭は、今年度、川西市で通級指導を担当されることになり、これまでも特別支援学級担任として、学習に苦手な面が見られる児童や情緒面に課題のある児童等、様々な児童と熱心に関わってこられました。その中で、子ども一人一人に適した教材や教科書の選択についても考えてこられました。また、日々の授業研究にも大変熱心で、幾つかの研究会にも所属し、子どもたちの理解が進むよう教科書の利用方法についても考えておられます。学年をまたいだ教科の系統性にも注目し、教科ごとの全学年の教科書に目を通し、日々の授業を考えられています。

7番の小畑利宏様は、在職中は川西市教育委員会教育振興部学校教育室

長として勤務され、学校教育全般への課題や取組に対して豊かな経験や専門的な知見を有しております。また、市立学校長として、多様な子どもの姿を把握するとともに、川西養護学校長として、様々な特性を持った子どもの見取りや豊かな学びに対しても造詣が深いため、昨年度より協議会委員をお願いしております。

また、委員の任期につきましては、協議会規約第7条第2項の「委員の任期は1年とする」との条項に基づき、令和4年5月30日から令和5年5月29日まででございます。

以上、説明であります。ご審議のほうよろしく申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

これについても協議会での説明があったと思いますが、何かご質問、ご意見ございませんか。大丈夫ですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、日程第7、議案第13号「社会教育委員の委嘱について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

社会教育課長  
(寺田)

それでは、議案第13号「社会教育委員の委嘱について」ご説明します。議案書20ページから21ページをご覧ください。

本案は、議案書21ページに載せております8名を社会教育委員に委嘱することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。

本案の提案理由としましては、令和4年5月31日で社会教育委員の任期が満了となることに伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間であり  
ます。

今回は6名の再任の委員、2名の新任の委員に委嘱する形になっており

ます。

選出区分としましては、学識経験者が4名、社会教育関係者が1名、家庭教育関係者が1名、学校教育関係者が2名となっております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

具体的な氏名も入れて、協議会では氏名がちょっと確定しなかったところがあったんですけども、この定例会で一応氏名も確定したという形で提示させていただいています。

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りします。議案第13号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、諸報告の1「令和4年度レフネックの開始について」であります。事務局から説明をお願いします。

社会教育課長  
(寺田)

「令和4年度レフネックの開始について」ご報告いたします。

令和4年度生涯学習短期大学レフネックでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度から延期となっております2年次の学科を実施してまいります。実施する学科は2学科で、こころの未来学科とエネルギー変換工学科でございます。

お手元の資料、諸報告の1ページから6ページです。

こころの未来学科は、「こころを考える視点とその拡がり」をテーマに令和元年度に続きまして、京都大学人と社会の未来研究院の先生方にご指導いただきます。

7ページから10ページです。

エネルギー変換工学科は、「持続可能な社会発展のために - 応用論 -」をテーマに、こちら令和元年度に続き、同志社大学理工学部の先生方にご指導いただきます。こちらのほうは、同大学の方針により、講師はオンラインで講義を実施する予定でございます。

11ページから12ページです。

今年度もレフネック学生以外の方も対象としたオープン講座2コースを実施する予定で、「和食文化学」「日本人なら知っておきたい人生儀礼と人間関係 - 民俗学からのアプローチ」の2コースを予定しております。

講座開催に際しましては、マスク着用、入室前の検温、手指の消毒、出席者名簿の把握、椅子や机の消毒など感染拡大防止対策を徹底してまいります。

以上で、令和4年度レフネックの開始についての説明を終わらせていただきます。

石田教育長

説明は終わりました。

これに関して何か質問ありますか。よろしいですか。

報告があったところですので、諸報告1については終わります。

石田教育長

次に、諸報告の2「令和4年4月の待機児童数について」であります。事務局より説明をお願いします。

入園所相談課長  
(橋川)

それでは、諸報告2点目「令和4年4月の待機児童数について」ご報告いたします。

恐れ入りますが、資料の令和4年4月の待機児童数についてをご覧ください。

今年度の待機児童の国基準の要件については、昨年度と変更はありませんでしたので、昨年度と同様の基準に基づき算出したところ、ゼロ人となりました。

なお、今年度の入所申込状況については、昨年4月入所の申込者数587人より36人増の623人でありました。

また、認可保育施設2・3号の利用定員につきましては、昨年度と変更はありませんでしたが、企業主導型保育所であるエンゼルキッズ清和台が新設され、3号定員が昨年度より12名増となっております。

そういった状況の中で、保育を必要とする児童の保育所等への入所につきましては、昨年度AI入所選考システムを本格導入し、これまでの課題でありましたマッチングや最終調整の日程確保について、希望園を第10希望まで可能としたことでマッチング率を高めたほか、事務の効率化により最終調整を昨年度より1週間長く設定し改善することができました。結果としまして、待機児童は昨年4月の待機児童数16人からゼロ人となったところでございます。

今後につきましては、国基準の待機児童には該当しませんが、特定の希望する園で待たれている方や企業主導型保育所に入所しながら待たれている方が4月1日時点で60名いらっしゃいますほか、年度途中におきましては、国基準の待機児童数は増加していきますので、少子化や新型コロナウイルスなどによる就学前児童人口への影響を見極めながら、適正な定員の確保方策を検討し、待機児童解消の継続に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

報告のほうは以上となります。

石田教育長

報告は終わりました。

これも協議会でちょっとご報告があったと思いますが、それに合わせて何か質問ありますか。

治部委員

AI入所選考システムを使っての地域の声ってどんなのがありますか。うまくいっているというフィードバックですか、それともこんなところが改善点みたいな、そんなのがあれば教えてほしいと思います。

入園所相談課長  
(橋川)

AI入所選考システムを導入したことによりますメリットのところがございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これまで第3希望で受け付けておりましたところを第10希望まで拡大して受け付けることができましたので、そのあたりでマッチング率が高くなったというところですか、例えば兄弟同時申請とか複雑な選考を行わないといけないところにつきましても、AIでやることで、これまで4パターンまで受け付けておりました兄弟同時入所の選択肢を7パターンまで広げたりとかいうところで、より市民に寄り添った選考ができていますのかなと考えております。

治部委員

分かりました。

石田教育長

どこまで希望を書くのかという話を議会では言われていたりもするんですけども、ただ、やっぱり選択肢をたくさん選べるということは大きいですし、事務方の余裕が生まれて、そういう保護者の方にきちんと寄り添えるような体制になりつつあるということで、その点は非常に大きなことかなというふうに考えています。一応、国基準でゼロ人ということですので、それはそれで一つの段階ですけども、まだ、先ほども言いましたように年度途中であるとか、ほかの待機の方もおられるので、その解消に向けて進めていくということでもよろしく申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。それでは、以上で終わります。

石田教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は6月16日木曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和4年第9回川西市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後3時15分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年6月16日

署名委員 治部 陽介

佐々木 歌織